

## 塩釜商工会議所 ウェブページバナー広告 掲載取扱規程

### 【 趣 旨 】

#### 第1条

この取扱規程は、塩釜商工会議所（以下「塩釜 CCI」という）がインターネット広告掲載の運用に必要な事項を定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この取扱規程に基づき判断を行なうものとする。

### 【 広告の種類及び範囲 】

#### 第2条

塩釜 CCI ウェブページのトップページに掲載する広告は、バナー広告とし、次に掲げるものを除くものとする。（詳細はなお、「塩釜商工会議所 ウェブページ広告 掲載基準」に記載）

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 法律に違反するもの
- (3) 誤解を与える恐れがあるもの
- (4) 他の会員、消費者に不利益を与える恐れのあるもの
- (5) 虚偽があると考えられるもの
- (6) 広告主以外の事業者・商品・サービス名・企業広告が掲載されているもの
- (7) 塩釜 CCI の業務と誤解・競合、あるいは塩釜 CCI の業務に支障をきたすもの
- (8) その他、掲載する広告として適当でないと塩釜 CCI が判断するもの

### 【 広告の規格 】

#### 第3条

広告の規格は次のとおりとする。

- [ サイズ ] 縦 60 ピクセル × 横 180 ピクセル
- [ 画像形式 ] G I F (アニメーション不可)、J P E G
- [ 容量 ] 20 K B 以内

### 【 広告を掲載するページ及び位置 】

#### 第4条

広告を掲載するページは塩釜 CCI ウェブページのトップページとする。

2. 広告の位置は、塩釜 CCI が定める。

### 【 広告掲載の対象者 】

#### 第5条

この規程で定める広告掲載の対象者は、塩釜 CCI 会員（会費滞納者を除く）のみとする。

## 【 申し込み数 】

### 第6条

1 事業所につき、申し込む掲載枠は、原則1枠とする。

## 【 掲載期間 】

### 第7条

広告を掲載する期間（以下「掲載期間」という。）は1カ月単位とし、最短3カ月、最長12カ月とする。ただし、広告枠に空きがある場合更新することができる。

2. 毎月の広告掲載の開始日は月内第1営業日（土日祝日を除いた、月内1日目）、終了日は月内最終営業日（土日祝日を除いた、月内最終日）とする。ここでいう営業日とは当該月内の土日祝日を除く日(平日)のことという。

## 【 広告の掲載料 】

### 第8条

前条に規定する期間に係る広告の掲載料は次のとおりとする。

●[掲載料] 2,000円／月（消費税別）

## 【 広告掲載希望者の募集 】

### 第9条

広告の掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）の募集は、塩釜CCIウェブページ等で公募するものとする。

2. 塩釜CCIは申し込みを先着順で受け付ける。

3. 塩釜CCIはバナー広告枠が埋まり次第、今後の空枠の先行販売を行なうことが出来る。販売枠数、販売開始時期等は、塩釜CCIで検討し、確定次第、塩釜CCIウェブページ等で公募を行なう。

## 【 広告掲載の申し込み 】

### 第10条

掲載希望者は塩釜CCIウェブページに記載されている所定のバナー広告掲載申込書（第1号様式）に必要事項を記入し、次の必要物を添えて、原則、掲載開始希望日の1カ月前までに申し込むものとする。申し込み方法は、塩釜CCI担当部署への郵送、メール送信、直接持参のいずれかとする。

提出するものは次の通りとする。

●[ 必要物 ]

- ・バナー広告掲載申込書（第1号様式）
- ・バナー広告デザインデータ
- ・リンク先のトップページの写し

2. 掲載広告の原稿は、掲載希望者の責任及び負担で作成するものとする。

## 【 広告掲載の決定 】

### 第11条

塩釜 CCI は、第2条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2. 塩釜 CCI は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について、原則、掲載開始希望日の2週間前までに、掲載希望者に通知する。(第2号様式)

3. 可否について疑義が生じた場合は、塩釜 CCI において「バナー広告検討会議」を開催し、協議において決定する。

## 【 広告掲載に係る同意書の提出と料金の払い込み 】

### 第12条

第11条の規程により広告掲載可の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、掲載開始希望日の1週間前までに、掲載内容及び条件等を記載した承諾書(第3号様式)を塩釜 CCI に提出し、塩釜 CCI が指定する口座に広告掲載料を納付する。

## 【 広告内容、デザイン等の審査及び協議 】

### 第13条

広告の内容及びデザインについては、塩釜 CCI 及び塩釜 CCI ウェブページの信用性等を損なうことのないようにするとともに、広告主と塩釜 CCI が必ず協議することとする。

2. デザイン等広告表現に関する基準は、塩釜 CCI が別に定める。

## 【 広告内容等の変更 】

### 第14条

塩釜 CCI は、広告の内容、デザイン及びリンク先のウェブページ内容等が法令に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの規程等に抵触していると判断したときは広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができ、広告主はこの指示に従わなければならぬ。

2. 広告のデザイン及び内容等の変更は、広告主が負担で行うものとする。

## 【 広告掲載の取消し 】

### 第15条

塩釜 CCI は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに書類の提出がないとき
- (2) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき
- (3) 前条の規程による広告内容の変更を広告主が行わないとき
- (4) 広告主に塩釜 CCI の信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは業務を停滞させるような行為があつたとき
- (5) 広告主に社会的信用を著しく損なうような不祥事があつたとき

(6) 広告主の廃業・倒産等により広告を掲載する必要がなくなったとき

2. 第1項の規程により広告の掲載を取り消した場合も、納付済みの広告掲載料・広告掲載申込書・承諾書は返還しない。

### 【 広告掲載の取り下げ 】

#### 第16条

広告主は自己の都合により、塩釜 CCI ウェブページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2. 第1項の規程により広告の掲載を取り下げるときは、広告主は書面（第4号様式）により塩釜 CCI に申し出なければならない。

3. 第1項の規程により広告の掲載を取り下げた場合も、納付済みの広告掲載料・広告掲載申込書・承諾書は返還しない。

### 【 掲載期間の延長 】

#### 第17条

掲載期間内に、塩釜 CCI の都合で塩釜 CCI ウェブページを一時的に閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

2. 広告主の責に帰さない理由により、塩釜 CCI が広告を掲載できなかつたときは、掲載できなかつた日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかつた日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

### 【 広告掲載料の返還 】

#### 第18条

塩釜 CCI は、前条の規程により広告が掲載できなかつた場合で、かつ、掲載期間の延長が困難な場合には、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

2. 第1項の規程により返還する広告掲載料は、バナー広告を塩釜 CCI ウェブページから削除した日から広告掲載終了予定日までの日数で日割り計算した額とする。

3. 第2項の規程により返還する広告掲載料には利子を付さない。

### 【 広告主の責務 】

#### 第19条

広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2. 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、塩釜 CCI に対して保証するものとする。

3. 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

### **【 リンク先 】**

#### **第20条**

広告主は、広告リンク先を変更するときは、変更日から起算して5営業日前までに塩釜CCIに連絡するものとする。ここでいう営業日とは当該月内の土日祝日を除く日のことを指す。

### **【 損害賠償 】**

#### **第21条**

広告掲載によって塩釜CCIの体面を傷つけた場合、塩釜CCIは広告主に損害賠償を請求することができる。

### **【 その他 】**

#### **第22条**

本規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### **附 則**

1. 本規程は、平成29年4月1日から施行する。